

(代理依頼例文)

【配置依頼】

〇〇病院の(担当医師名フルネーム)です。
電話番号(090- -)

以下の施設に配置をお願いします。

施設名：
住所：
電話：
担当：
規格：〇リットル、〇台

【在宅医療機関へ配置依頼】

〇〇病院の(担当医師名フルネーム)です。
電話番号(090- -)

以下の施設に配置をお願いします。

療養者名：
ご家族名：
ご家族電話番号：
住所：
在宅医療機関名：
在宅電話番号：
担当：
規格：〇リットル、〇台

「新型コロナウイルス感染者酸素濃縮器」に係る Q&A

令和5年7月7日から稼働する「新型コロナウイルス感染者酸素濃縮器」について、質問の多い事項をとりまとめました。

Q 1
診療報酬は算定できるか？

(答)

コロナ患者の在宅及び高齢者施設での使用については、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」(2,400点)及び酸素濃縮設置加算(4,000点)をそれぞれ算定することができます。医療機関については、当該加算はありません。

上記回答は標準的な回答であるため、個別ケースについては、九州厚生局へお問い合わせください。

Q 2
今後の酸素濃縮器の需要を想定し、念の為の施設配置はできるか？

(答)

念の為の施設配置はできません。

Q 3
コロナ患者以外にも貸出された酸素濃縮器を使用できるか？

(答)

使用できません。

Q 4
同じ施設で、連続して違うコロナ患者さんに同じ機材を使用することはできるか？

(答)

使用可能ですが、カニューレ等の交換が必要になります。

Q 5
小規模離島への配置はできるか？

(答)

配置可能です。台風等による事前対応が必要な場合はご相談ください。

Q 6
医師ではない者から代理での発注は可能か？

(答)

代理で発注依頼をすることは可能ですが、必ず医師の指示がなければできません。代理で依頼をする場合は、指示をした医師の氏名(フルネーム)、病院名をお伝えください。